

施策の体系

1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

1 男女共同参画の意識づくり

- 1 理解を広げる取組の推進
- 2 男女平等意識を高める教育の推進
- 3 男性の男女共同参画への意識改革

2 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進

- 4 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進

3 地域における男女共同参画の推進

- 5 地域における男女共同参画の推進
- 6 防災・安全分野における男女共同参画の推進
- 7 シニア世代の参画支援

2 誰もが安心して暮らせる社会づくり

1 生涯を通じた健康支援

- 8 女性の生涯を通じての健康支援

2 DVのないまちづくり (八百津町DV対策基本計画)

- 9 啓発活動等の推進
- 10 DVを許さない社会の形成に向けた取組の推進

3 サポートを必要とする人々への支援の強化

- 11 サポートを必要とする人々への支援の強化

3 あらゆる分野における女性の活躍(八百津町女性活躍推進計画)

1 女性の働きやすい環境整備

- 12 男女雇用機会均等の周知

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 13 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備
- 14 仕事と子育ての両立

3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 15 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 16 職員のキャリア形成の支援

第2次八百津町男女共同参画基本計画

概要版



計画策定の趣旨

少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、経済的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」が不可欠となっています。

平成27(2015)年3月に策定した「八百津町男女共同参画基本計画」が計画期間の最終年度を迎えるにあたり、平成28(2016)年に施行された女性活躍推進法や最新の社会動向、八百津町の現状、第5次総合計画、第2期八百津町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の方向性を踏まえて、新たな視点で第2次となる本計画を策定します。

策定にあたっては、社会経済情勢の変化と国や県の計画を踏まえ、現在の計画の点検・評価と八百津町の地域特性、男女共同参画社会への正しい認識などを踏まえて計画を策定します。

計画の期間

本計画は令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間を計画期間とし、社会情勢や町民意識の変化を踏まえ、計画の実効性をより高めるため、施策の進捗評価・検証を令和5(2023)年、令和8(2026)年、令和11(2029)年、に行い必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2次八百津町男女共同参画基本計画(10年間)	→									
				評価・検証			評価・検証			見直し

現状からみえる計画課題の整理

1 性別にかかわらず、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現

- 男女共同参画の視点にたち、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直し
それを支える育児・介護の支援基盤の整備
- 人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消
- 人権尊重を基盤とした男女平等観の形成

子育て支援策、学校における教育や男女共同参画の意識啓発等の一層の充実

2 安全・安心して暮らせる社会の実現

- 暴力行為の予防と被害からの回復のための取組を推進し、あらゆる暴力の根絶を図る
- 女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策
- ひとり親のための貧困問題、高齢者のための働き方対策やライフスタイル
(人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。)の問題

あらゆる暴力の根絶、生涯を通じた男女の健康支援、
生活上の困難を抱えた人に対する支援などに取り組む

3 職場・家庭・地域等あらゆる場面での女性の活躍

- 全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮して、
職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要
- 女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立
(ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和))できる暮らしやすい社会の実現にもつながる

男女共同参画社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進
「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進に重点的に取り組む

基本理念

「第2次八百津町男女共同参画基本計画」

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)」の形成を目指します。

「女性の力」=「まちの潜在的な大きな力」

力の発揮

まち全体の活性化につながる



基本理念

互いに認め合い、やさしさあふれる未来へ

3つの目標

- ① 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- ② 誰もが安心して暮らせる社会づくり
- ③ あらゆる分野における女性の活躍